

歴史に生きる農民像

岩本由輝

一、究極(?)の農民像

農民とはいつたい何なのであるうか。結局それぞれの時代における農業における直接生産者と言ってしまえば身もふたもないのであ

るが、まさにその通りである。ただそれが歴史の中でいろんな形で変容して現在に至っている。今回は、究極の農民像というような所から入ってみたい。

ところで、今私は大潟村にとりついており、昨年の秋の村研大会での報告後、やりにくかったが、そういう中でどうやら裁判の訴訟資料などの生のものをいろいろ見せてもらえるくらいの人達が何人かでてきて、あの時よりもさらにもうすこし、村の中というか、個別経営の中に入ってきたという状況にある。大潟村の場合、夫戸の農民がようするに全員專業農家であって、ともかく減反政策を守って税務署にきちんと申告をし、税引き後の可処分所得が五六万ぐらいを上げるというような農家がづらりと並んでいる。そして、この專業農家を見ていった時に、これは前々からよく言われることだが、親子が併立、両立できない農家経営となってきた。親子という言葉を柳田国男流に、生物的な意味での親子ではなくて、労働を監督する立場にあるものが親であり、監督される立場にあるものが子だというような視点に立ってみても、百馬力と三十馬力のトランクターを一軒の家に二台そろえてやるという経営の中で、親父がハンドルを握れば息子がいらないし、息子がハンドルを握れば親父はいらないという形で、農業経営が進められている。だから、ここは家族というのは、ある意味では非常に変な家族ということになる。それから奥さんもほとんど専業主婦みたいな形になってしまっており、田んばに行つてもやる仕事がないというのが事情となつていて。要するに武田信玄の家みたいで、息子を追い出され、息子に追い出されるか、そのどちらかの関係でこのごろの農家経営ができあがっている。では、そうなつてくると家の問題というのはないのか、家族はな

いかということになる。大潟村は始まって二十年ばかり経つている。だから、入った時に四十歳の人はそろそろ六十歳になつてリタイアする時期になつてきている。そこでかなり具体的な相続問題のよくなものが起きてきている。これはむしろこれから非常にシアニアで出てくるのではないかと思う。たとえば土地の資産的な価値が非常に高い。大体反当たり100万円、15haだと三億円の資産価値をもつ。それは当然息子に継がせたいし、息子もまたそれを継つぐという形で、いわば後継者問題というものは起きないし、娘しかいないう家にも、婿にきたいっていうのが、娘一人に50人ぐらいあるんじやないかというふうなことで、ちょっと一般の農村とはひじょうに違つていて。にもかかわらず親子が両立できない家で、なおかつ資産としての土地相続の問題というようなものが、金銭勘定において、かなり明らかな形で出始めているし、これからますますその方向が進んでゆくと考えられる。一軒の家の例だが、現在は闇米騒動でつぶれてしまつた農民組合の委員長をやつた人が、最近リタイアをして村から離れ、息子についた。これは息子というよりも娘さんのだんなさんだから、婿養子ということになるが、そのお嬢さんは方は闇米派に行つてしまつたから、農民組合長だった当の本人はどうも村の中では具合が悪く、「俺はいたくないや」という形で村を離れた。ただ彼の場合、非常に面白い形といえる。というのは、彼は三十七、八歳で大潟村に入植した。一般に大潟村に入植する農民は土地財産を故郷に残さないで全部処分して入ることが条件であった。ところが彼の場合は、たまたま彼のお父さんがまだ健在で、土地財産がすべてお父さんの名儀であったから、彼にしてみれば処分して入る必要はなかった。今度は自分はそのお父さんの方の財産を相続して岩

手県の江刺市に戻り、今は市会議員になっている。それを見た他の入植農家の人達も、「あれが俺たちにとって理想的な家族じゃないか」と考へるようになってしまった。つまり働く時には自分の農地で働いているが、一定段階になつたら息子に土地をひき渡して、自分達は故郷ではなくどこかに少々の、まあ家庭菜園的な土地で暮らせば一番いい。今の資産構成だとそつしたことの現実に可能になつてきている。こんなふうなものが大潟村ではほの見えて来ている。したがつて、もし大潟村のように大規模経営を目指しながら農業經營をやつていこうとする時に、たまたま起つてあるかも知れないが農民組合の組合長が理想的な形だと言われてくると、そんな家族を追及する方向というふうなものができそうな気がする。ただ、もちろん大規模経営で規模のメリットが発揮できるつても、結構は大潟村のように自分の所有でなければ採算がとれないといふことが、昨年の大会での大森会員の報告事例からも明らかなようだ。規模が大きくとも、やはり自分の所有と規模のメリットというものが一致する必要があると思われる。どこでも一般化することはできないが、もし、日本の大規模経営というものを考へていこうとすると、大潟村のようなそんな家族が出てくる。

今度は、そのもう一方において、たとえば私の近辺では仙台に一時間ぐらいで通勤できる可能圏内だが、その辺の農家は、1 ha前後の土地をまあ一応自分のものとして持つてゐるが、職業を農業とは書かないし、収入からいっても所得の三分の二以上が農外所得になっている。そういう農家では飯米確保を前提にして農業が続けられてゐる。そして、このクラスというのは非常に面白くて、食管法に関する関心は非常に薄く、食管法がはずれようがはずれまいが自分達

にとつては米の値段はどうでもいいんだ、ともかく自分の食い扶持だけは自分で作つて、あとは安定した雇用先さえ確保できればやつてゆける、というふうに考へてある部分がある。私の近所でもみんな大体そのような雰囲気になつてきている。あるいは、大川会員が山形でやつた真室川町なんかにおいても、あそこはL.C.関係の工場が誘致されてきているなかで、最近ではむしろそうした方向を志向しているものがでてきているように見うけられる。

大潟村は一つの非常に特異なタイプかもしれないが、ある家族といふものの行き着く方向みたいなものに考へられるし、もう一方において飯米確保の兼業農民というか、職業を農業と書かない二種兼業農家が今後案外根強く残つていきそうな感じはする。そういう中で大規模借地農業、これには委託経営を含むというようなことももうひとつ考へられるわけだが、現代のように高い地価水準のもとで、地代を払つてしまふと規模のメリットといふものは発揮できず、なかなか大規模借地農業は成り立ちがたいという感じがする。

もつといろんな可能性が考へられるかもしれないが、以上のことから、私としては一応大潟村の専業農民、飯米確保の兼業農民、大規模借地農業の可能性という三つのタイプを究極の農民像にみて、しかも彼らはいずれもみずから手で農業を行うという直接生産者的な性格を持つという点で、今後その比率がどのくらいになるかは別にしても、存続し続けるのではないか、と考えている。

二、縞文から弥生へ

すこし歴史を遡つて古いところから現在に至るまでの農民像の流れを考えていきたい。そつとした時によく日本の場合には、弥生の段

階に稻作が入ってきて農業が始まったという考え方がある。縄文から弥生へ、教科書なんかでもそういうふうな書き方はしている。それは、狩獵民から農耕民への転換、あるいはまた人種の入れ替えみたいなことを考える人もいるわけだが、そうした場合、私は狩獵民から農民へという考え方というのではなく、かなり象徴的な言い方なんであって、むしろ縄文段階にすでに存在していた非稻作的な農業から稻作農業という方向に実際は進んでいったのではないかと考える。だからどちらかというと、狩獵民族的な習俗に対する犯罪行為を決めているものが多いクニツツミから、灌溉水利であるとかあるいは農耕なんかに関する犯罪行為を扱っているアマツツミへの転換といふものも、そのような視点で読んでいけそうな気がする。

ただし、日本人にとって稻作というのは非常に象徴的なものであつて、必ずしも稻作が始まつたからといって天皇の食糧を米で確保するということには、むしろならなかつたのではないか。貴重な米であるから、逆に日本人にとっては米というものに対する強迫観念が歴史のあらゆる段階において非常に強く、今でもたとえば米の自由化と言わると条件反射的にそれを厭うような雰囲気があるようだ。そういう中で、なくなつた坪井洋文氏がよく言つているように、「餅なし正月」、「山芋と里芋の民俗」などというようなものが、現実には縄文から弥生へ、あるいはもつと後々まで日本農民がつくっていた主要作物のように考えていいのではないか。その場合、ハタケには二種類あって、「畑」は焼畑であり、「畠」は焼畠ではない常畠というようなもの、と考えられるわけだが、おそらく弥生になつて稻作が始まつても、ほとんどの地域においても両方の畠作がかなりの優位性をもつていたと思われるし、場合によつては近世

ぐらいまで、ズッとそういうふうな状況が続いた可能性がある。

三、律令制と班田農民

そういう中でいわゆる律令制が行なわれ、制度として農民というものが拘まえられるようになってくる。それが班田收授法の下での班田農民といわれるものが、班田收授法という律令的な土地所有というのは制度としての土地所有の脆弱性をもつてゐる。どうも時間的に見ると、班田收授というのは、せいぜいそれが行なわれるようになつて四十年くらいで、もう言われたような形では行なわれなくなつていて、ちょうど戦後の農地法体制が四十年ぐらいでほぼ崩壊してしまつたというのとある意味で非常によく似ている。土地所有というものを制度でおさえようとしても、おさえきれるというふうなものではなさそうな気がする。というのは大化改新が六四年に行なわれて、改新の詔勅が出た云々と言われるが、最近では改新の詔勅そのものが偽説もあるくらいで、むしろ天智王朝ではなく古事記の壬申の乱以降、天武王朝で律令が始まつたと言われている。しかも最近の古代史で律令をやつてゐる人達の色々な検証によると、どうも班田收授が日本全国に行なわれるということにならないにしても、ある地域で一番最初に行なわれたのは、もつとも早く見ても六四年なんだという説がどうも強くなつてゐる。それはある意味ではあたりまえなんで、天皇、古事記に、大化の改新あるいは律令制があつたところで、いろんな土地の丈量等々をやらなければ、班田收授はできないわけで、時間的にそのくらいかかるのは当然となつてくる。あれは六年に一回收授するということになつてゐるわけで、六四年から六年目は、古事記、そして次は古事記、七三年といふことになる。よく教科書なんかでも三回ぐらいやつた時に結

局はうまく土地の交換ができなくなつて一班のびて十二年後に行なわれたということになっている。七三年から十二年後というのは七四年だが、その一年前の七三年に三世一身の法が出されることによつて班田収授のもともとのやり方が骨抜きにされるということになる。どうも農地法に対し農用地利用増進法が出てきたのと非常に似たような形で、時間的にみても三世一身の法が出てきているし、それからまた二十年経つと、今度は墾田永年私財令というものが出てきている。

その一方において律令農民というものを括まえていった時に、籍帳という形で戸籍が作られ、もう一方で、租、庸、調を取りたてるために計帳というものが作られる。しかし、この間に非常にズレがある。私はいくつかの事例しか見ていないが、同じ年次の同じ村の資料で、戸籍上で一緒になつているものが別居していて、別籍になつているものが同居している形になつているものがある。これは一体何なんだろうか。律令戸籍はまったくのフィクションであるという説もあるが、私としてはむしろ籍帳として、家父長制的な大家族といふ郷戸のような百人百人という形で出きあがつている家族というものは、むしろ中国の制度を借りてきて、夫婦関係を明確にして籍づくりをやつしているに過ぎないのであって、現実の農業經營の単位といふのは、それぞれの家に生まれた人間がその土地を継続的に集団的に耕作しながら、年貢を払うということになつていてから、嫁に行って籍は別になつている筈の者が生産集団としてはむしろ同居しているし、それから今度は嫁にきた形で同籍になつているものが經營集団としては別になつているからそれが同籍別居ということになるのではないか。こうした場合班田農民と婚姻というこ

となると、その謎が解けるような気がする。と言うのは、律令の土地というのは六歳の時に貰い、それを一生持つていくことになる。嫁に行つたからといってその土地を持ってどこかに行くとか、もちろん今のように高知県から東京に来るといった移動はないにしても、婚姻の形で、土地が移動していることは全然出でこない。ということは律令の婚姻の形態というものが、今のような形の嫁入婚という形をとらず、むしろ男女とも一定の年齢になれば婚姻関係を持つけれど、その時には男が女のもとに通うという形態をとつていた。だから男も女も結婚可能な年齢というのは一番その共同体にとってパワフルなものであつて、それが婚姻という形で移つたりするといふことは、生産組織として考える場合にはかえつて不自然ではないか。だから男も女も星は自分の生れた集団に属して農業をやり、夜の生活だけを共にする。だから子供が生まれれば当然のこと母親に属してその家につながっていくという形になつていて。これが実際の生産組織であり、それは戸籍として括えられている部分とはズレてきている部分だという感じがする。

では、その班田制下でもうひとつハタケ（両方のハタケがあるわけだが）これはどうなつてているのか。班田制的な土地所有、土地公有制と言われているが、実際班田収授の対象になつているものは田だけであった。ハタケを支配していないというのが、この律令制の非常に面白い権力の性格を示している。ハタケは、全然支配しない。だから、公地公民にして一応氏族社会的な共同体を壊して、律令体制を作りあげたという建前になつていても、しかしハタケがもう一方存在するといった形で実は氏姓社会の共同体というようなものは、なお存続するということになつてくる。だから後になつて

律令の戸籍から離れた人間が浮浪という形をとりながらいくらでも生きてゆける。つまり浮浪ということは遠くに浮浪しているのではなくて戸籍からドロップしている過ぎない。だから成丁のいない家族で女に子供だけボコボコ生まれてくるという戸籍もどうやらみられるらしいということになってくる。夫の方はようするに戸籍からドロップしている。しかしハタケがあるから食つていけるという形になっている。もちろん律令政権もハタケもまったく管理の中に入れてないわけではなく、たとえは調とか庸はヘタ作物を原料にするもので織物等を作らせて出させるという形で間接支配はやっている。しかし、直接的に土地を支配する部分は、すくなくとも帳面上は、田んぼしか存在しない。だから、その田んぼの存在するところにおいては、それなりの支配というふうなものが行届いているというように見えて、そうでない所では支配が及んでないということも言える。あるいは税金をとるために在家役みたいな形で搾もうとしているのはどうもそれではないかと考えられる。いずれにしても律令制はかなり崩れてきているが、東北のような水田の普及の遅れている所は在家形式が残るし、逆に港とか京の町の課税の方式は在家という形式をとっている。したがって、租、庸、調という形式とは別な支配形式があったのであるが、そこではおそらく律令政府はそういうことを掴みきれなかつたものと考えられる。

四、莊園制下の農民

莊園制は律令体制が崩れて、出てきたというようにしばしば言われている。制度的には確かにそうだが、私としてはむしろ律令制で否定されてきた氏族制社会の共同体というようなものが伏流水よりも

も、もっと当然のような顔をして存在していく、その上に莊園制というといふものが十分に成り立ちうる可能性があつたのではないかと考える。莊園制のもとでの土地は莊園と国衙領というものは要するに、律令国家というか天皇制下の天皇の直轄領ということになるのであろう。ただその時に、耕地に関しては、莊園がもつとも進んだ段階でもどうやら60%しか莊園化されてないわけであつて、あと40%の耕地はずっと国衙領として残るという形になっている。律令体制が弱まり天皇体制が衰弱しているというように言われているが、しかし全国土の40%の耕地以外に山林原野、道路であるとか、あるいは河川、海、湖沼などが存在する。もちろん莊園の中に含まれるのは別だが、それ以外のものはすべて国衙領という扱いになつてくる。今でも道路、山林、河川、湖沼、海などは公有と言われたりするが、近代法の中でそうした扱いを受けていたとしても、現実には律令体制の中での所有というようなものが、そうした土地には、ある意味では無私の土地に天皇の力が及んでいるというふうにみなすことができるのではないか。まあ、網野理論といわれると、そういうことになるかもしれないが…。

そうした中で莊園なり国衙領なりが經營されて行くわけだが、すでに租、庸、調という形では公租がとれなくなつて、しかしながらいろいろな名目で公租が存在するということになつてくる。その国衙領なり莊園を通じて存在するものが「名」と呼ばれる単位である。これは、もともとは一定の課税をするための土地の単位とみなすことができるのでないか。そしてその請負人がいわば田堵と呼ばれるものである。田堵はかららずも直接生産者である必要はないくて調の請負人であつてもいい。しかし、実際にはこの田堵の莊園

の領主なりあるいはその国衙に対する契約は一年契約で、翌年のたしか田植えの前までに前の年の公租を支払うと、翌年もまたそこを管理することを認められる。このような一年契約的な土地利用の形態は債権的な土地利用というように考えられるわけで、日本の小作制やなんかが、なかなか物権化してこない理由はどうもこのあたりにあるのではないかろうか。例のアマツツミのところで、耕作前ににおいては土地は全部共同体の土地であり、耕作する者がその年だけ、そこを自分のものとして利用し、収穫が終れば、また村全体の土地にもどつて翌年また再配分が行なわれる。それと同じ論理が莊園や国衙領における名と田堵の関係においてみられたと考えられる。つまり所有が上級的な所有と下級的な所有とに分かれて存在する時に、下級的な所有はそつした性格のものとして見なおすことができるのではなかろうか。

そのような田堵がやがて名主に転換するするという時期がくる。そしてこの名主が武士道の基盤になつてくるわけであり、今度は彼らは、今までの一年の契約によって徴税請負をやりながら土地を耕すというふうなものではなくなつてくる。文字通りそこでの土地についてのある種の所有者に転換していく。その時に彼らは『一所懸命』の論理というふうなものを生みだしていく。これを封建の論理と見ることができるのでないか。以前、村研で報告したことだが、一〇五年に伊勢國東寺領川合大國在において荒木田延能が伊勢神宮の勢力をバックにして東寺のいうことを聞かないで年貢を未進にして土地を取りあげられた際、その取りあげられた土地に植えてある苗をひっこ抜いて自分が苗を植えて自分のものにしたという騒動を起こした。これはなんかやはり田堵が名主というものに転換する時の

ひとつの象徴的な状況のように考えられる。それからまたいろいろな方がいろんな所で引いていろんな解釈をしていることだが、二〇四年に大和國東大寺領小東莊に山村吉則という人物があり、彼は八町何反かの土地をもつて名主ということになっているが、彼の場合六人だったか七人だったかの子供に土地をほぼ一町歩平均ぐらいに配分して利用させている。そこには養子らしいのが二人ぐらいいるが、それは、養子がいたからその子供達に土地を配分したというのではなくて、むしろ八町歩の土地を經營するときに必要な人数として養子を取り込んだというようによく解釈した方がいいのではないか。ともかく一haというのは、それから後ずっと久しく日本の農業經營をやってゆくときの直接生産者のいわば分解基軸をなす基本的な単位といわれている。つまり名主として八町なにがしという土地をもつていたとしても、現実にはそれが經營単位としては一町歩前後に配分されるということになつてくる。ところで、その八人の中には二人の女子もいるが、女子にもほとんど均等の配分が行なわれている。しかもこの女子は、その土地をもつて嫁入りしたことになつていて。嫁入りしてその土地をもつて行かざる所になるのではなくて、それが死ぬとまた山村家にその土地が戻つてくる。いわゆる一期分という形で、土地が移動する。嫁に行くときに財産持ちでゆくというような形、しかしその財産というものは、嫁入り先の方に行きっぱなしになるのではなく、それが死んでしまえば、また元の家に戻つてくる。そうしたところが、家産制といつうようにいわれる所以はなかろうか、とも考えられる。

このような中で、名主あるいは武士というものを見ていった時に、武士が律令的には在地の農業經營者、文字通り在地領主制といつうこ

となる。江戸時代の武士のように、農村から切り離されて都市住民になっている武士とは、まるっきり違う。これが、中世段階といふか、純粹封建制という言葉はあまり使わない方がいいかもしれません。日本の本来的な封建社会における所有形態というふうに考えられる。そういう中から、やがて武士が惣領制の社会というものを作り上げていくことになる。この惣領制というのは、結局、嫡子一長男である必要はないわけだが、その家を継いだ人間一人が所領なら所領の圧倒的な部分を持つことによって、それ以外の子供達は、庶子として惣領に従う形になってくる。だから嫡子と庶子の関係を見ると、その嫡子は庶子に対して兄弟である以前にまず主人と家来の関係にならなければいけないのであり、それを権力の頂点に反映させて見れば、義経は絶体に頼朝の家来以上の存在としては体制の中では生きてゆくことはできないということになってくる。その例として三五四年に和泉国春日神社の荘園和田荘に和田氏がいた。これは、十七町九反の土地を持つ名主であって、その内嫡子には雜免、武射免などの六町八反一百七十歩、名田畠五町五反三十歩が譲られていた。十七町のうち、ちょっと性格は違うが、十二町三反が嫡子に譲られ、あと十三人の庶子には、名田畠が五町五反ずつ配分されている。嫡子には土地の大体七割近い部分がゆき、庶子は十三人で残りの三割を分けるということになっている。しかも嫡子は、そうした田畠における所有の優位性だけでなく、灌溉に関する池十五ヶ所であるとか、また池の分水権を持つとか、山林九ヶ所も全部与えられている。したがって、山から肥料をとってくるのも水を引いてくるのも、庶子はいずれも嫡子からの庇護がなければやっていけないということになる。しかも、その庶子十三人のうち十人が女子

で、八反台が一人、六反が一人、五反が四人、どうも嫁に出すときは八反くらい持たせてやっている。これも一期分であって、一代経てばまた戻ってくるというふうな形になる。女子には、どうもそれなりの財産をつけてやることになるわけだが、三人の男子はすべて一反歩しか土地を配分されていない。とてもじゃないけど食つていけない。つまり惣領制社会においては、嫡子と庶子の関係というのは、庶子は自動車のスペアタイヤのようなもので、嫡子のタイヤが動いているうちはどっかにくくりつけられているんであって、嫡子に事故がなければ、一生一反歩の捨て口みたいなものとして扱われている。これが惣領制社会であり、鎌倉とか室町といわれる時期の在地領主の基盤は、そんな形のものではなかつたと考えられる。

しかし、そういうふうな惣領制もどうも鎌倉から室町に移っていくなかで次第に壊れてゆくことになる。壊れていくとき、どのような壞れ方をするかというと、名の単位というものが次第に細分化してゆくという形となる。だから、一期などという形で、財産は絶体分散せずに元に戻ってくるような形をとり、あるいはまた、嫡子に集中的に相続させて庶子の分は少しにしても、それでもやっぱり時代が下るにしたがって、名主の分化というものがおこつてくる。これは、ヨーロッパ封建制におけるところのフーへの分裂というふうなものとアナロジカルに考えることができるのはないかと思う。そのもう一方で、この室町段階に入つてくると、惣領制なら惣領制でもいいが、在地領主（武士）もやがて戦争専門の者と農耕専門の者とに次第に分かれてくるようになり、実際に土地を耕す人間が名主より下の作人であるとか、あるいは下作人といわれるようなクラスに移つてくる時に、今度は、土一揆というようにならぬものが起つ

てくることになる。土一揆というのは、要するに莊園領主に農民達が年貢を払わない場合、そこに噉々使、呵責使などと言われるのが来て叱りつけて年貢をとりたてる。それでも払わないような場合、点札を下したり、神木を立てて差し押えることになる。面白いことに、年貢を払わないで頑張っている者が、たとえば春日神社の神木を立てられると、土地が差し押えられるというふうに思ってしまう。だから手も足も出なくなる。そうすると、なにがしかの手数料を払い、年貢も払ってそれを取りはらつてもらうと、またその土地が自分のものになる。この辺の意識は、どうもやっぱり我々の所有意識とは、かなり違うところがあるのでないかと思う。しかし、我々だって、たとえば裁判で差し押えされて赤い紙を貼られた人達が、赤い紙をはがすと民事訴訟法の第何条かで処罪されるが、あれをはがせないという気持ちは、もしかすると民事訴訟法第何条かではなく、やはり神木を下されたのと同じような意識があつて、あれをとれないのではないかという気がする。そして、神木をおろしてもなおかつ言うことを聞かない、今度は発向するという形で、軍隊をさし向ける。軍隊をさし向けると、それに対して一揆で戦うか、あるいは逃散して山の中に逃げ込んで、耕作放棄をやってしまいか、どちらかの対抗がある。この逃散というのは非常に面白くて、田植えの時期とか稲刈りの時期、とくに田植えの時期というものは時間的にある時間があるわけで、そうすると農民の方は逃散してしまう自分達もやっぱり食えなくなつてゆくし、どこかのところで戻つて植えたいということになる。領主の側も、逃散されて植えられなければ、やっぱり収穫がとれないわけだから、その辺のぎりぎりの所で妥協して、出てきて田植えをするということになる。しかし、今

度は逃散した農民を受け入れる所がどこにあると、そっちの方に行っちゃって領主に対し武力斗争をやらなくとも農民が勝つたなどということが多い。そんなことが土一揆の中でも見られるようになる。もちろん土一揆の時期は兵農分離以前ということになると、それで、一揆するといつても鐵、鎌、竹槍かもしないが、刀の一、二、三本もって振り回すやつもその中には含まれているということになる。しかし、それが時代が下つて徳川時代に入つてくると、その前の段階に兵農分離、商農分離というようなことが行なわれる。柳田国夫が『日本農民史』の中で肥後国の白間荘の事例をあげ、「大名小名綱羅星のことく居並ぶ」云々と言つてゐる。つまり、これは天正年に薩摩の島津氏と大友氏との間を行つたり来たりして、いた大津山河内守が秀吉の九州征伐で滅ぼされてしまう直前の姿を例にとって「大名小名綱羅星のことく居並ぶ」という言い方をしてゐるわけで、そこでは白間荘の関にある城に大津山氏は直轄家臣団として侍三十四人を持つほか、若党三十人、リキ三十人余り、カリキ数百人を従えていた。若党というのは大体田一町、畠一町、リキクラスは田三反畠五反、カリキは田三三反畠二反を領して自ら耕やしている農業経営者という形で描かれている。それは、柳田国男が「大名小名綱羅星のことく……」というように表現するようにならわけだが、こうした在地領主が村にいるというのは、そのころがほぼ最後の時期ということになる。その後に兵農分離が行なわれるようになる。

兵農分離というのは、文字通り兵と農が分離されたということだから、それ以前は兵農が一致していたということを示すことになる。兵農分離は具体的には、刀狩りという形で出てきて、刀狩りは農民

の武装解除であるという側面がおおいに強調されている。しかし、もっと重要なのは、武士を村から切り離して、土地と農民を取り上げてしまったということであり、兵農分離の最も大きい効果ではなかつたかと考える。つまり、土地と農民をもたない武士というものは、もはや領主ではない。そういうものが徳川段階になつて、城下町に存在するということになつてくる。城下町にそのような形で存在すれば、当然生産者ではないから消費者になつてしまつわけで、消費生活というものを賄わせるために、一定の商業が必要になつてくる。そうすると、中世段階に成長していった商業を商農分離という形で、農村から切り離して都市に集めるということになる。それが楽市楽座の制度といわれることになる。そういう中で、近世におけるところの幕藩体制社会というものができあがつてくる。そこで次に、そこにおける農民というものを、少し考えてみたい。

五、近世における農民

土地所有からいけば、律令段階ぐらいまでを共同体的土地所有、莊園制下を莊園制的土地所有、徳川から農地改革までを地主制的な土地所有の段階と言つてよいと考える。その地主制を三つに区分して考えてみたい。その内二つは徳川時代、ひとつは封建制に適合的な地主制といわれるもので、親作子作の関係というようなものがそこにおいて行なわれていた。有賀喜左衛門氏のいうところの「小作料の原義」の世界である。有賀さんのいわれる親作子作という場合の親作というのは、収穫に対しても小作料何%という形で小作料の收受が行なわれているのではなく、本家的な家というものがあり、その本家的な家が、持つてある土地の手作り経営——手作り経営が親

作——をやるために労働力を確保するために、その労働力となるべき農民に対して、わずかな土地と家敷ぐらゐを与えていた関係、これが親作子作の関係ということになつていて、だから有賀さんの考え方では小作料の原義というものは明らかになつたとしても、それから以降の、日本の封建制から資本制の過渡期の地主制や、あるいは特殊日本的な地主制としての、いわゆる寄生地主制といったものの説明には有効性をもたないと考える。これは、柳田さんの親子関係の言葉に関しても同じようことがいえる。

ところでこの親作子作というふうなものの関係は、別な表現をすれば、無償、無限の社会関係というものが本分家関係の中で見られることになる。本家を中心にして、要するに従属的な農民が同心円的な形——その関係の厚い薄いはあるが——でとりまくような形になっている。そのとりまいている家は、本家に対して労働力を無償で提供する。しかも、その量も本来的には無限である。しかし、それに對して本家の方の側も様々な給付を無償で無限に与えるということがみられる。だから、そこでは家の関係というものが、インテンシブに見られると言うこともできるのではないか。その無償無限の関係というものは、我々が長野県の岡谷市、諏訪の今井村なんかで見てみると、元禄ぐらいまで、あの村に商店のようなものはない。商品というものが、どういう形で入つてくるのかというと、城下町であるとか、あるいは名古屋あたりから商人が今井家という家に来てその商品を売る。今井家はいろんな商品を買う。今井家では、その買った商品を出入りの者達に対して配分してやっている。だから、商品との関係は今井家と商人の関係で切れてしまつて、村の中では、それは贈与の関係ということになる。しかし、ただやつているわけ

ではなくて、ただというのは無償だから貨幣を使わないでやつていいわけだが、しかしそれには労働力や何かの提供があるというのが前提にあって、そうした給付関係がみられるのである。すこし誇張した言い方をすると、元禄ぐらいまでの諫訪の今井村では、今井家の大福帳から、その村の農民達の晩のおかずの中身から着ている着物の柄まで分る。つまり、一軒の本家を掴まえれば、消費生活関係をそうした形で掴まえてゆくことができる事になる。実は有名な名子制度といわれるものが、こうした形のものであり、そこでは労働力が働く場合においても、譜代奉公人という形である家からある家に対して親子代々勤めに行くという形をとる。もちろんそういう中には、あらたに質物奉公という形で入るものがあつても、一代目以降は譜代化してゆく。まあそれが名子制度と見ることができるので、名子という言葉がないところでも、被官制度というものがそれに似たようなものとしてあり、名子や被官という言葉がないにしても、けつこう近世の初期段階においては、そんなふうな形のものがあられる。あるいはまた、酒田の本間家の俵田渡口米制といわれるものも、どうやらそのような経営形態ではないかということになる。本間家は、三千町歩地主って言われるが、実際には明治以降になつても、千六百町歩が一番最高であった。既に、近世段階において、千町歩近く、九百町歩くらいの土地集積をやつしているが、その場合、集積した土地というのは、だいたいそのままとの所有者に俵田という形で渡すことによって、そこから渡口米という形での小作料とりたてをやる。渡口米というのは、計算してみると75%ぐらいだが、実際には、100%その土地からとれた米は全部本間家がとることになっている。その代り、その農家の生活費であるとか、経

営費用はすべて本間家が支給するというのがもともとの俵田渡口米制ということである。だから75%とするというと、非常に賃租が高いよう見えますが、現実には、25%残したうえに經營費や生活費の面倒を本家がみるという形になっており、本間家は非常に大きな經營であるが、意識の上では一軒の家として九百町歩ぐらいの土地をもちながら、經營をやっていたということになる。これが、明治の四十年ごろになって、信成合資という会社になり、土地貸しつけをする。同じ本間家でも、明らかに違つてくるということになる。

ちなみに、いま本間家三千町歩という言い方をしたが、日本の莊園で一番大きかつた時が、三千町歩の耕地を持っていたという。日本では、三千町歩が所有上限というふうにみるとできると考えられるが、本間家は実際には、山林を入れても三千町歩にはならない。あそこは、ほとんど田畠中心で、最高の時でも千六百町歩、山林を入れても二千町歩いかない。それでも、なおかつ三千町歩というようなことが言わるのは、どうも日本の土地所有上限を示す枕言葉的な意味があるのでないかという気がする。

さて、徳川時代も元禄、享保を過ぎるようになると、地主制に変化が現れてくる。それが封建制から資本制への過渡期の地主制ということになる。これが明治三十年代に、いわゆる寄生地主に転換するまで続く。この時には、地主といつもは非常に企業家的な性格が強い。単に農業經營者でなくして、製糸であるとか織物などマニアクチャー的なものもある。また、農民も小作をやっているだけではなくて、こうしたマニアクチャーなんかに働きに行くという形で、兼業的な性格というものが強い。徳川時代の終りについてトマス・C・スミスが『防長風土記』注進案を使って、長州藩

のある地域の農民特に小作人に言及しているが、収入の3分の2以上が農外収入であり、90%が兼業をやっているという。現代の農家の姿をそのまま見るのが、徳川時代にすでに存在する。ここでは、もう社会関係というものが、さきほどの無償無限の社会関係ではなくして、有償有限の社会関係になってくる。この有償有限の社会関係というのは、本家を中心とした同心円の外側に、別な本家でも、あるいは小前から大きくなつたものでも、製糸や織物をやるところが出てきて、そこに労働力を売りに行くようになる。共同体の外側に労働力を売りに出すときに、それは貨幣化してゆくことになる。つまり、労働力の処理の仕方が、さきほどのインテンシヴなところからエクテンシヴな方向に変つてくるということになる。そして、一旦本分家関係、共同体の外側で商品化した労働力は、ふたたび元の境に戻つてくるときにも貨幣化をしてくる。しかし、その貨幣化していくことは、有償有限の関係になつてくるわけだから、金の切れ目が縁の切れ目、ということにもなつてくる。一回毎に、支払いを全部済ませてしまうということになる。

天明・天保の飢饉など、飢饉が徳川時代の後半に多いということについて、いろんな説明がおこなわれており、ひとつに天候不順説がある。ただそれだけではなくて、柳田国男が言つていることが、結局その本分家関係というものが崩れてきて、ドングリの背くらべ的な家が多くなつてくる。そして、一回毎に家々の関係が貨幣的に済まされているから、飢饉になつても昔のように有力な家が、とことん面倒を見るということがなくなつてきて、それが飢饉の災害を大きくしてしまつた、という説明もかなり説得的なものだと考える。そういうなかで、近代的な賃労働に移つていくわけであるが、質

物奉公人というものが、譜代奉公人に還元するという形を取りない。初めは人間が質に入るような形だが、今度は、一定の期間いくらかいう形で、奉公する年季奉公というものが現わってくる。初めは質物奉公人も居奉公人で、居奉公人は譜代奉公人に戻つたわけだが、居奉公人といって、一定の期間いれば、また自由になれるというような形から、それがより積極的になつてみると年季奉公という形、しかも初めは十年季とか二十年季というように長いのから、次第に一年季、二年季という短年季になつてくる。そこでは、翌年に継続する場合には昇給していく。年季奉公といつても、農業の場合は仕事が多かつたり、少なかつたりする。そうすると、雇う側も雇われる側も製糸なんかがあると、そっちに働きに行つた方がいい収入になると、年間の契約の賃金を日割り、働きに来た日だけ支払いをするという日割り奉公というものが出でてくる。日割り奉公人は、よそに有利な働きがある時には、皆そっちに行つてしまつ。その仕事が無い時には、地主の家に仕事が無くとも来る。来れば、やっぱり計算上払わなければならぬ、ということを地主の方ではやつていて。それが、もう一段階進むと、もうはつきり雇う方も雇われる方も、その日を決める、いわゆる日雇いになつてくる。これはむしろ、農業よりも製糸や織物なんかの経営で起こつたものが、農業の方にもはね返つていることになる。マルクスは、商品経済というものは共同体と共同体が接する所、もしくは、共同体の終わる所から始まるというような言い方をする。一旦共同体の外側で、商品になつたものは中に戻つても、また商品として扱うということになる。それを私は、有償有限の社会関係という。地主関係も、封建制に適応できない段階というのは、領主に村して有力な農民が担税

者として存在する。その担税者の、經營の必要な労働力を、確保するための名子地というものは、領主から見れば無税地というかたちで存在する。そのような地主小作関係ではなくて、質地地主関係というようなものが一般化していく。それは、そのまま直小作になる。同時に土地の商品化が進展してくる。この土地の商品化ということであるが、田畠の永代売買は禁止されていても、それは建前であつて、質入れという形で現実には土地移動が行なわれるようになつてくる。質だから期限があるのかと思うと、私が三陸の沿岸地方で見ているものなんかは永代質というのがある。つまり、永代売買は禁止しているけれども、質に入れるのはかまわないから、年限を年代質という形にする。ただ、その時、土地を質に入れないで売るという時に、地価があるかというと、これがあるような無いような、変なかたちになっている。今考えるような意味での地価というものは存在しない。むしろ、ある程度の金を貸りて、貸りる時に担保に土地入れて、返せなくなるとその土地が取られるということになつてくる。その時に、結局とられた土地の面積と貸りた金額を見ると、結局家どうしの力関係がそれを決定しているようで、今みたいな公示価格はない。にもかわらず、土地というものが、そうした形でどんどん移動していくことになる。

次に、飢饉の突出といふことだが、これは先程言つたように、天明、天保、近代後期に飢饉が大きくなつてくる理由は、要するに天候不順よりもむしろ社会関係の変化、私の言葉で言うと、無償無限の社会関係が有償有限の社会関係になつていったからだとみなすことができる。それから、もう一つ、東北では今まで米を作つていなかつた所に無理して米を作らせるようになつた結果、飢饉の災害を特に大きくしていると考えられる。イギリスなんかでも、たとえばアイルランドで、日本のちょうど天保期に相当する(一八四〇年頃)馬鈴薯の栽培をアイルランドにやらせて、飢饉が起き、アイルランド農業百年の遅れが始まつたというようなことが言われたりする。東北においては、今でこそ水稻單作地帯と言われているが、むしろ東北の稻の普及は、盛岡藩などを見ていると、かなり遅れてくるし、その遅れた所に無理して稻を入れると特に飢饉が大きくなつてゆく。また、農民の移動がおこなわれるようになつてくる。私は現在、浄土真宗の人々が人口過剰の北陸から、北関東、東北の人口が薄くなつてゐる所に大量移動している事例を見てゐるが、これに先鞭をつけたのは松平定信だ。彼がまだ老中になる前の段階、天明の飢饉で人口の減った白河藩の人口をなんとか増やすために、越後の自分の所の飛び地領から農民を移して人口回復をやつた。そして彼が老中になつて寛政の改革をやるが、その中で、北関東の天領で人口の減っている所—栃木県の芳賀郡あたり一帯だが—越後の天領から人口を移して、人間の数を増やすということをやつた。ただその時に、ただ移すといつても移せない。結局浄土真宗寺院に頼つて、そのツテでもつて大量人口移動をやつしていることに注目する必要がある。特に、関東、北関東の場合には親鸞二十四輩の遺跡寺院があるが、そこが、特に天明の飢饉の時に、人口がなくなつてしまい、寺勢が衰えた。したがつて、寺の方でも寺勢回復のために人間を増やすければならず、両者の事情が重なつて、浄土真宗移民が推進された。ただ、白河藩が自分の飛び地領から持つてきたのや、天領が越後の天領から人間を移したというのは合法移民であった。ところが、北関東から南東北の各藩でも同じような形で人口が減つてゐる。

これらの藩もまた人口を持つてこなければいけない。これもまた、浄土真宗の寺院に渡りをつけることによって、主として加賀藩に狙いをつけて、加賀藩から人間の持ち出しをやる。これは非合法移民だ。しかし、浄土真宗のそうした動きを、結局は加賀藩も表だって押えることは出来ない。相馬藩なんかの場合、文化十年から始まり、明治四年廢藩置県まで、大体三千戸ぐらいの人口を加賀の方から移している。明治四年の廢藩置県の時の相馬藩の戸数は八千八百戸で、その中に三千戸入っている。三軒に一軒は浄土真宗で、だから私の相馬の家のまわりはそれがものすごく多い。相馬は特に数が多いが、北関東では笠間藩、宍戸藩、谷田部藩なども多かれ少なかれ入れている。その時の、非法移民はどういうかたちで来ているかというと、いろいろだが、相馬に入ったのを見ると、寺請証文いわゆるパスポートをもらつて堂々と出てきている。どういうパスポートかといふと、一生に一度関東の親鸞の二十四輩を巡礼したいといって、飛び出してくる。ところが、その寺請証文を見て面白いのは、「この人間は、どこかで死んだ場合には、うつちやつておいていい」ということになっている。つまり、寺請証文そのものが離脱をそそのかすということになつており、帰つてこなければ死んでしまったという形で扱かわれ、ちゃんと別な所に行って生きるというふうなことが徳川時代において現実におこなわれていた。しかも、その時に淨土真宗の寺々を回つて歩くわけだから、御判帳というものを持つてゐるわけで、多分その寺に泊まって一宿一飯に与かりながら、移動していくのではなかろうか。もう一つの例として、福島県の今双葉郡大熊町には、播磨の国からかなり浄土真宗移民が入っている。十五才の時に親と一緒に寺をまわって移民して来た者が、明治

十九年になつて、そろそろ自分の家の家督を子供に譲り、暇になつたもんだから一緒に結婚した安芸の国出身の妻とともに来た寺を逆にたどつて三ヶ月ぐらい旅をして、自分の実家に行き、さらに妻の実家に行くという旅をやつてゐる。また、幕末に「戸部稻造の祖父の伝が青森県の十和田市三本木原の開拓やるが、盛岡藩の中でも三本木という所は寒い所で米もとれないで誰も寄りつかない。盛岡藩自体人口が減つてゐるということもある。その時に、蝦夷地開拓をやっていた西本願寺が「人數が欲しければ、何万人でも連れてきてやるぞ」という売り込みを、盛岡藩の勘定奉行の「戸部伝に言つてゐる。これは伝の日記に残つてることだが、伝が「そんなことができるか」と言つたら、「自分たちの浄土真宗の力を以つてすれば、五千、三千の人間というのはたちどころに移してみせる」というふうに豪語してゐる。實際には、三本木には西本願寺系ではなくて、加賀の小松の大松寺という寺に頼つて、かなりの人間を入れて來ている。こうした移動が、徳川時代においてかなり行なわれていたのである。

ただ、こうした時に、天明、天保の飢饉で人口が減つたと言われば死ぬとすぐに餓死というふうに考えがちだが、私は人間というやつはそういう単純には死がないと思う。むしろ死んだという形で、処理をされるということ、他の土地に行って生きているということだが、この移民の姿ではなかろうか。そして、またそのような形で移民しても、食えるような状態が、徳川時代の後半期になると、各地で出てきていたということになる。特に北関東から南東北にかけての人口減少というものは、ある段階までは江戸に吸引されているようだ。そして、ある時期になると、江戸もまた人口が減りはじめるが、今

度は江戸の近郊に在郷町が出来て、色々な織物やなんかやつたりする町が出来る。そういう所の人口が増えていく。そこにどうも入っているというふうに考えられる。だから、むしろ農村が荒廃して、人口が減ったから、徳川時代の後半というのは、ものすごくミゼラブルだというように考えられるかもしれないが、農民人口の減少をそのまま経済の衰退と見るのはどうやら農民がいないと年貢が取れない領主的な視角からの発言であって、むしろある種の経済成長といふようなものがあるから、そうした人口移動が行なわれるし、また、そのようなかたちで人口移動をしてしまい、空になった所に人口過剰な地域から浄土真宗寺院が人口を移すというようなことも細工としてはいくらでも行なわれていた。つまり、東西本願寺というような大教団になつてくると、幕藩体制が作った藩の境というものは、あってなきがごとしのものにもし得たのではないだろうか。これは、本願寺が持つてゐる非常に面白い力ではないかと思う。なぜ信長があれを徹底的につぶさなければならなかつたのか、ということは、場合によつては本願寺幕府が出来た可能性すらありえたのではないかと思うからだ。そのボテンシャルティが合法、非合法を問わず、移民の背後に浄土真宗の存在する理由ではないかと思うし、また、明治以降になつて北海道移民、あるいはハイ移民、カリコニア移民をやる時に、大体浄土真宗がくつついているということになる。この場合は、近代移民の問題になつてくるかもしれないが、浄土真宗の持つ人間をそのような形で動かす力のようなものを、今までの経済史は見落してきていたのではないかという気がする。

以上のようなことが、徳川時代に関して言える。徳川時代の人口移動といつもののは、ちょうど高度経済成長期における、農村から都

市への人口移動とアナロジカルに考えてみる必要があるのではない。農村の疲弊あるいは危機というような言い方は領主的な危機ではあつたとしても、生活者にとっては、からずしもミゼラブルな時代ではなかつたのではなかろうか。同じようなことが、昭和三十年代後半以降の経済成長期にもいえるのであり、確かに農村は危機的なものをもつたのかもしれないが、日本経済全体として見れば、それなりの経済的な嵩上げがあつたこともまた事実ということになつてくる。徳川の後半の時期というのはどうもそんな感じがする。トーマス・C・スミスの言うところの農家の所得の三分の一以上が農業外から、90%以上が兼業農家になつてゐるというような、今の農民をそのまま見るような姿を、『防長風土記』注進案などで見ているのも、係わつてくるような気がする。

六、明治—第二次世界大戦期における農民

明治から第一次大戦後にいたるまでの、農民を少しおざつぱに見よう。

地租改正が行なわれる。徳川時代に事実上成立していいた農民的士地所有を、地主的な所有にアクセントを置くかたちで、法律的に承認したものが地租改正だと言うことが出来る。ともかく、封建的な土地所有を地券を渡すというかたちで解体できたのはえらいことだ。要するに莊園的な封建制ではなくて、徳川時代のすでに制度化され形骸化した封建制であつたから、そうしたことがあの時期に可能であつたと見ることができる。そして、なおそれらの地主は、明治以降になつて、いろいろな企業家的な経営も明治二十年代ぐらいにかけてやり続ける。

しかし、明治二十五年を過ぎる頃になつてくると、結局地主の産業資本的な抬頭に限界がきて、そこで特殊日本的な地主制としていわゆる寄生地主制というものが日露戦争をはさむ形で成立する。ただし、寄生地主制、不在地主といふものは、これはもはや村に住まない存在になつてくるわけで、このようなものを我々はもはや農民の範疇では抱まることは出来なくなつてくる。では、農民は何かといえば、村に存在している者といふことになる。それが、小作人クラスになるのではないか。もちろん、自作農もいるが、長塚節の『土』に出てくる勘一のようないいものが明治期のひとつの農民像を示しているような感じがする。

ところで、柳田国男は、ちょうど寄生地主制が確立していく時期に、農商務省や法制局の役人であつたりしたわけだが、彼は農政を批判する中で常民概念を抽出してくる。しかし、常民概念といふのは非常に揺れる。ある時には地主をはぶき、商売をやる者をはぶき、村にまわってくる者をはぶいて、残つた者が常民だなんて言い方をする。しかし彼は、そのもう一方で、階級的に分解していく農民を土地所有で上下に分けて、こっちが地主クラス、こっちが小作者クラスという形で捉えようとしないで（寄生地主は別だが）、在村の地主であつたら小作人と併せて、「兩極分解ではなく、両方が一緒に」になって農業をやつしているというようなことを想定して、常民といふものを考へる。ここに、彼のいかにも階級調和論者的な考え方が出でてくる。それが要するに、有賀さんにも影響を与える、親子関係、いわゆる親作子作の関係ということになる。だから、有賀さんは、「小作料の原義」でマルクス主義的な形で考へる地主小作関係とは別なかたちの解釈を施こそうとした。その一つのお手本は、柳田さ

んのそのような発想である。有賀さんが歴史的に事実として見ようとしているのは、現に存在している農村の中での地主と小作の関係ではないに、柳田さんなり有賀さんなりのイメージの中で持たれている古き良き時代の無償無限な地親と子作のつながりのようなものであり、そこから考へ方が出でてきているのではないか。最近、有賀さんのものを読んでつくづく考へている。私は寄生地主とかといふ言葉を使って、いつも有賀さんに怒られた。「寄生地主なんて言つたら、宿り木みたいなもので、どこかにくついていて栄養を取るだけの存在だ。ところが、おまえが寄生地主なんて言つてゐる者は、もつと村に対しても色々な面倒をみ、やってきていている。とても寄生地主だなんて言えないのではないか」という言い方を何回もされた。ただ、有賀さんの考へているのは、有賀さん自身も解りながら、やっぱり彼の理想のようないいものの中で親作子作をイメージして、そこに小作料の原義を求めていたような気がする。「小作料の原義」で説かれてて、いるような時代が、日本の歴史の中になかつたわけではない。しかし、当面するところの明治、大正、昭和における事実をそこから解くことは、私は不可能だったと考える。

ところで、柳田国男は、農政批判をやつてゐるが、そこでは、農本主義的な小農保護論といふもの欺瞞性を突いてゐる。「小農を保護する」というと、いかにも立派に聞こえるが、要するに農民を農業だけで食えなくしておいて、都市の資本に安い労働力を提供するだけが小農保護ではないし、だいたい農民が保護されなければ存在しないようななかたちでは、いずれ滅んでしまうということになる。このままいつたら、日本農業は國の病いになるぞ」と彼が言うのも、こうした文脈の中から出でてくる。農民が、農業だけで食えるた

めには自立しなければいけない、自立するためには、就農というのを作り出していかなければいけない、というのが彼の考え方の基本におかれている。いまひとつ、農本主義批判で面白いのは、農民が多数だから、農本主義は大事だという考え方に対しては、農民が少數になれば無視されることになるという点だ。今の状況はそうした感じがする。だから、多数だから農本主義がいいんだとか、少数になればいらないんだとかいうことは別に、経済全体というものを考える時に、日本の中で農業というものがどのようなかたちで必要であるかによって、農業のあり方というものは考えなければならない、というのが彼の農政批判の基本におかれていた。

戦前の地主も、この辺になつてくると、皆さんも色々と具体的な事例をお分りだと思うので、むしろ、討論の中でそれをやっていただければいいのではないかと思う。

大正末年から昭和にかけて、小作争議が盛んに行なわれるようになり、やがて、戦時体制に入つてくると、直接生産農民を重視するような姿勢が、戦時体制を隊行するというようなものもあって進められていく。これに、我々は着目する必要があるのではなかろうか。そういう意味では、昭和に入つてからの寄生地主制はそろそろ存在基盤を失ないつつあったということになる。

七、第二次大戦後における農民

第二次大戦後における農民、そこでは農地改革が行なわれていく。農地法体制が出来上がる。けれども、結局この農地改革は経営規模の改革にはならなかつた。つまり、規模的に言えば、小農をそのまま継続するかたちになつた。これには色々な理由があるが、たとえ

ば山林解放が行なわぬなかつたことによって、山林解放による開墾を推進して、経営規模を拡大するというような可能性が絶たれてしまつた。もちろん、その時に山林解放をやってそれが耕地化されば、もっと早く過剰米の問題に行き当たつたかも知れないが。しかし、農地法体制というものは経営規模拡大にはつながらず、結局農業だけでは食えないから、兼業農家というものを増大させるこになつた。そして、農地法体制を推進できなくなつて、農用地利用増進法が出てきた。しかし、それこそ先程の律令体制が三世一身法でもって骨抜きされたと同じようなかたちで、農地法体制が崩れてしまつて現在に至つている。しかし、もちろん農地法体制が崩れたからといって、土地移動が頻繁に起つてゐるかというと、そうではない。しかし、土地というものが商品化するというか地価が高くなつてくることによって、農家の意識の中では土地を資産的なものとして算定するという考え方までてきた。農家の人が、土地公示価格が発表になると、自分の土地面積にそれを掛けてみて、にんまり笑うようになつてくる風景があちこち見られるようになつてくる。しかし、これは考えてみるとおかしい。農業を続けていこうとするうえで、地価が高いということは、なんのメリットもない。ところが、俺が持つてゐる土地がいくらになつたというふうに思い始めるのは、無意識かもしれないが、場合によつては、土地を手離すといつうような発想につながつていくことになるのではなかろうか。そうでなければ、地価が上がるということは、税金が高くなることだし、いくら農家が税制上優遇されていたとしても、相続の時に当然相続税も高くなつてござるを得ないことになる。

そうした中で、最初の大潟村の農民というのは、日本全体に一般

化することは出来ないが、場合によつては親の方がリタイアすると、
村から離れてどこかに土地を持ち、そつちで暮し、息子が土地を耕
す。そして、またその息子が一定年令に達すると、また親の土地に
戻るという、そのような形もでてくるのではないか。ただ、今、大
潟村では、完全に故郷を離れた人がやはりお墓を持つてこなくでは
ならんというので、一生懸命骨までさらつてお墓作りをやつている
という風景も、もう一方ではある。